

II 生活衛生課關係業務

1 食品衛生関係

食品の安全性を確保するために、「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、食中毒等健康被害の発生防止、食品衛生の向上及び食品衛生に関する正しい知識の普及啓発のため、営業施設等の監視指導、不良食品の排除及び食品衛生講習会を実施した。なお、令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の変更及び営業届出業種の設定がなされた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況 (令和7年3月31日現在)

a. 旧食品衛生法に基づく営業許可業種

業種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分					
		継続	新規			営業許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	廃棄命令	その他
飲食店営業	食堂・レストラン	256		146	53						
	仕出・弁当	27		15	2						
	旅館	39		14	11						
	その他	490		186	61						
	臨時	52		119	35						
菓子製造業		150		57	34						
乳処理業		1			1						
特別牛乳搾取処理業											
乳製品製造業		2			2						
集乳業				1	1						
魚介類販売業		66		25	13						
魚介類販売業(臨時)		3		4							
魚介類せり売営業		2		3							
魚肉ねり製品製造業		2		1	3						
食品の冷凍又は冷蔵業		14		4	32						
缶詰又は瓶詰食品製造業		17		6	13						
喫茶店営業		11		2	3						
あん類製造業		1		3	8						
アイスクリーム類製造業		33		6	8						
食肉処理業		9		2	35						
食肉販売業		42		26	10						
食肉販売業(臨時)											
食肉製品製造業		4			29						
乳酸菌飲料製造業											
食用油脂製造業				1							
マーガリン又はショートニング製造業											
みそ製造業		12		4	1						
醤油製造業		1			1						
ソース類製造業		14		4	5						
酒類製造業		1		2							
豆腐製造業		10		2	1						
納豆製造業		2		2	1						
めん類製造業		6		11	2						
そうざい製造業		81		30	49						
添加物製造業		2			1						
食品の放射線照射業											
清涼飲料水製造業		9		6	5						
氷雪製造業		4		1							
合 計	1,363	0	0	683	420	0	0	0	0	0	0
令和5年度	2,046	0	0	674	634	0	0	0	0	0	0
令和4年度	2,720	0	0	534	610	0	0	0	0	0	0

b. 改正食品衛生法に基づく営業許可業種

業種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分					
		継続	新規			営業許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	廃棄命令	その他
飲食店営業	食堂・レストラン	362	119	5	174						
	仕出・弁当	23	5		7						
	旅館	44	9		25						
	その他	697	202	17	257						
	臨時	452	140	1	186						
調理の機能を有する自動販売機											
食肉販売業	65	24	1	39							
魚介類販売業	42	16		26							
魚介類販売業（臨時）	11	3									
魚介類競り売営業	4	3		3							
集乳業	1	1		1							
乳処理業											
特別牛乳搾取処理業											
食肉処理業	12		1	18							
食品の放射線照射業											
菓子製造業	168	52	4	78							
アイスクリーム類製造業	11	4	1	6							
乳製品製造業	1			1							
清涼飲料水製造業	15	5		7							
食肉製品製造業	3	1		3							
水産製品製造業	32	10		18							
冰雪製造業	2	1		1							
液卵製造業											
食用油脂製造業	3	1	1	1							
みそ又はしょうゆ製造業	12	3		5							
酒類製造業	6	2		2							
豆腐製造業	2	1		2							
納豆製造業	4	1		2							
麵類製造業	19	9	1	16							
そうざい製造業	51	14	1	20							
複合型そうざい製造業	1			1							
冷凍食品製造業	12	2	1	17							
複合型冷凍食品製造業											
漬物製造業	87	38	1	59							
密封包装食品製造業	55	17	1	30							
食品の小分け業											
添加物製造業											
合 計	2,197	0	683	36	1,005	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1,550	0	681	28	871	0	0	0	0	0	0
令和4年度	897	0	518	16	512	0	0	0	0	0	0

(2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況

(令和7年3月31日現在)

業種別	営業施設数	監視施設数	処分件数			
			営業許可取消	営業禁止命令	廃棄命令	その他
魚介類販売業（届出）	71	12				
食肉販売業（届出）	134	17				
乳類販売業	226	33				
氷雪販売業	3					
コップ式自動販売機（届出）	71					
弁当販売業	3					
野菜果物販売業	55	23				
米穀類販売業	16					
通信販売・訪問販売による販売業						
コンビニエンスストア	99	16				
百貨店・総合スーパー	34	17				
自動販売機による販売業（届出）	84	3				
その他の食料・飲料販売業	227	29				
添加物製造・加工業（届出）						
いわゆる健康食品の製造・加工業						
コーヒー製造・加工業（届出）	11	1				
農産保存食料品製造・加工業	125	13				
調味料製造・加工業	20	4				
糖類製造・加工業						
精殻・製粉業	7					
製茶業						
海藻製造・加工業	2	1				
卵選別包装業	5					
その他の食料品製造・加工業	99	13				
行商	12					
集団給食施設	学校	3	2			
	病院・診療所	4	2			
	事業所	1				
	社会福祉施設等	61	31			
	その他	81	29			
器具、容器包装の製造・加工業（届出）	1					
露店、仮設店舗等における飲食の提供 (営業以外)						
その他	7					
合計	1,462	246				

(3) 大規模調理施設等に対する重点監視指導

大規模調理施設及び集団給食施設、公衆衛生上特に重要な食品製造施設等を対象として重点的に監視指導を実施した。

- ア 大規模調理施設等：仕出し・弁当・旅館＝延べ 17 件の実施
- イ 給食施設：学校・事業所・保育所・社会福祉施設等＝延べ 110 件の実施
- ウ 公衆衛生上特に重要な食品調理・製造施設＝延べ 33 件の実施

(4) 産直施設等に対する個別対策監視指導

道の駅等の産直施設や観光地における食品の安全性確保のため、販売される食品の適正表示、毒きのこに対する注意喚起等の監視指導を実施した。

(5) 夏期及び年末一斉取締り監視指導

食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末において、厚生労働省が示す方針を踏まえ、県が委嘱している食品衛生推進員を活用する等、効率的な監視指導を行った。

- ア 夏期一斉取締りにおいて、4 件の収去検査、許可を要する営業施設 201 件及び届出をする営業施設 31 件の監視指導を行った。
- イ 年末一斉取締りにおいて、5 件の収去検査、許可を要する営業施設 228 件及び届出をする営業施設 88 件の監視指導を行った。

(6) 食品の収去検査

県内の流通食品や広域に流通される県産食品等について、年間を通じた計画的な収去を行い、検査結果に基づき必要な指導を行った。

- ア 微生物学的検査：細菌検査等 16 検体について実施
- イ 理化学的検査：食品添加物、アレルギー物質、残留農薬等 46 検体について実施

(7) 不良食品等(苦情、管外・県外依頼)の調査指導

県内外で発見された不良食品等 32 件について、製造施設及び販売施設等での食品取扱い状況を調査し、原因の追求並びに再発防止対策の徹底を図った。

また、消費者等からの苦情に関する調査は 14 件あり、営業者等に対して指導を行った。

区分 年度	不良食品発見件数	消費者の届出	保健所の発見	他機関の発見	発見場所		不良理由				行政措置の状況								
					県内	県外	表示違反	規格基準			カビ・異物混入	変敗・その他	回収・廃棄	回収・返品	営業停止	設備改善	顛末書	文書・口頭指導	他保健所に移送
R 6 年度計	32	14	4	14	31	1	6	2	1		9	14					1	29	
R 5 年度計	26	12	1	13	19	7	5		6		13	2					3	24	
R 4 年度計	15	11	1	3	11	4	5		1	1	5	3					1	12	1

(8) 食中毒等健康被害発生状況

食中毒等健康被害が発生した際には、調査及び指導を行い、被害拡大防止に努めた。

年	発生件数	患者数 (人)	死者 (人) (再掲)	病原物質				
				細菌	ウイルス	自然毒	化学物質	不明
R 6	0							
R 5	2	62	0	1	1			
R 4	1	4	0	1				

※他に有症苦情9件、他自治体からの食中毒（疑）依頼調査を8件実施した。

(9) 食品衛生教育

食中毒等の予防、食品衛生思想の普及啓発及び食品衛生知識の向上を図るために、食品関係営業者及び一般消費者等に対して食品衛生講習会を実施した。

区分	年度		R 6		R 5		R 4	
	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
給食施設従事者	2	44	1	17	1	854		
農林水産加工関係者	0	0	3	93	1	11		
食品関係営業者	7	236	6	60	3	19		
食品衛生責任者	13	383	18	449	15	360		
一般消費者	1	16	5	39	1	10		
その他	0	0	0	0	0	0		
合計	23	679	33	658	21	1.254		

(10) 化製場等の監視指導

化製場等に関する法律及び青森県化製場等に関する条例に基づき、施設の衛生水準等を確保するため指導を行った。

化製場法第8条施設：三沢市（ペットフード製造1施設）

2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業六法関係監視指導

住民の日常生活と密接な関係のある理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場について、関係法令に基づき許可・確認を行うとともに、施設の衛生水準の維持・向上を図るために、計画的な監視指導を行った。

ア 許可(確認)等の状況 (令和7年3月31日現在)

施設区分 許可等・年度		理容所	美容所	クリーニング所 (取次所 再掲)	旅 館			公衆浴場		興行場
					旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	一般	その他	
許可 (確認)	6	6	16	0(0)	2	5	0	0	3	0
	5	6	15	2(2)	3	5	0	0	4	1
	4	3	20	6(6)	2	5	0	0	2	0
廃止	6	8	7	3(1)	2	15	1	0	0	0
	5	10	15	4(2)	14	15	0	1	2	0
	4	15	20	16(13)	7	5	0	0	1	0

イ 市町村別営業施設数

(令和7年3月31日現在)

施設区分 市町村		理容所	美容所	クリーニング所 (取次所 再掲)	旅 館			公衆浴場		興行場
					旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	一般	その他	
十 和 田 市	104	149	34 (14)		45	32	1	11	9	4
三 沢 市	57	113	20(12)		22	11	0	12	4	0
野 辺 地 町	20	35	3(2)		8	3	0	3	0	0
七 戸 町	25	47	5(3)		3	12	0	9	2	0
六 戸 町	13	16	5(2)		8	0	0	5	1	1
横 浜 町	9	13	0(0)		3	3	0	1	1	0
東 北 町	22	36	7(1)		11	3	0	12	0	0
六 ケ 所 村	13	24	3(1)		11	0	0	4	1	0
計	263	433	77(35)		111	64	1	57	18	5
5 年 度	265	424	80(36)		111	74	2	57	15	5
4 年 度	269	424	82(36)		122	84	2	58	13	4

ウ 監視指導の状況

(令和7年3月31日現在)

施設区分 年度	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所 再掲)	旅 館			公衆浴場		興行場
				旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	一般	その他	
6	92	132	31(13)	63	43	3	27	6	1
5	83	172	21(13)	41	20	0	39	7	1
4	114	139	34(11)	63	37	4	25	7	0

(2) レジオネラ症発生防止対策

「青森県レジオネラ症の入浴施設における発生の予防に関する条例」に基づき、旅館業及び公衆浴場業等の施設45件について、水質基準の遵守及び施設の衛生管理指導を行った。

(3) 建築物衛生監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物(興行場、百貨店等で床面積が3,000m²以上、学校で床面積が8,000m²以上の建築物)について、衛生的な環境の確保を図るために施設の適正維持管理指導を行うとともに、登録業者に対して清掃作業及び清掃用機器の維持管理方法の監視指導を行った。

ア 施設・監視の状況 ※()は監視件数

(令和7年3月31日現在)

種別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
十和田市	1	6(1)	5(1)	5(1)	1	5	2	25(3)
三沢市	0	1	2(1)	2	0	4(2)	3(3)	12(6)
野辺地町	0	1	0	0	0	1	0	2
七戸町	0	1	1	0	0	0	0	2
六戸町	0	0	0	1	0	3	0	4
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	0	0	0	0	1	0	0	1
六ヶ所村	0	1	0	8(1)	0	1	2	12(1)
計	1	10(1)	8(2)	16(2)	2	14(2)	7(3)	58(10)
5年 度	1	10	7(1)	16(5)	2(1)	14(4)	7	57(11)
4年 度	1(1)	10(4)	7(2)	16(2)	2	13(2)	7(2)	57(13)

イ 登録営業所の状況 ※()は監視件数

(令和7年3月31日現在)

種別 市町村	建築物 清掃業	空気 環 境 測定業	空気調和 用ダクト 清 扫 業	飲料水 水 質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生総合 管理業	計
十和田市	1	0	0	0	6	2	0	2	11
三沢市	4(1)	0	0	0	2(1)	0	1	2	9(2)
野辺地町	1	0	0	0	1	1	0	0	3
七戸町	0	0	0	0	1	0	0	0	1
六戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	0	0	0	0	1	1	0	0	2
六ヶ所村	5	0	0	0	4(1)	1	0	1(1)	11(2)
計	11(1)	0	0	0	15(2)	5	1	5(1)	37(4)
5年度	11(4)	0	0	0	15(4)	5(1)	1(1)	5	37(10)
4年度	10(4)	0	0	0	15(5)	5(2)	1	5(2)	36(13)

(4) 遊泳用プール施設等の監視指導

多数人が利用する遊泳用プール（学校保健法に基づき衛生管理が実施されているものを除く）の衛生水準確保を目的として、「遊泳プールの衛生基準について」（平成19年5月28日 厚生労働省保健局長通知）に基づき、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守指導を行うとともに、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省）に基づくプールの安全確保のための適正な管理運営等を指導することとしている。

なお、管内には十和田市に5施設、三沢市に2施設、東北町に1施設、合計8施設の遊泳用プールがあり、令和6年度は十和田市の1施設（休止中）を除いた7施設の監視指導を行った。

(5) 温泉関係監視指導

温泉法及び青森県温泉保護対策要綱に基づき、温泉資源の保護及び温泉の利用の適正化を図るために、掘削及び動力許可申請にかかる指導等を行った。

ア 温泉(源泉)数及び許可の状況

(令和7年3月31日現在)

区分 市町村	源泉数	掘削申請 (掘さく許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)	利用承継	温泉採取 事業廃止
十和田市	50	0	0	0	2(2)	5	1
三沢市	22	0	0	0	0	0	1
野辺地町	10	0	0	0	0	0	0
七戸町	17	0	0	0	5(5)	0	0
六戸町	9	0	0	1(1)	3(3)	0	0
横浜町	1	0	0	0	0	0	0
東北町	40	0	0	1(1)	9(9)	0	0
六ヶ所村	2	0	0	0	0	0	0
計	151	0	0	2(2)	19(19)	5	2
5年度	153	2(2)	0	1(1)	1(1)	0	1
4年度	153	0	0	4(4)	5(5)	0	0

イ 監視指導状況

(令和7年3月31日現在)

区分 年度	合計 (件数)	源泉・掘さく 動力(増掘)	利用施設
6	109	16	93
5	152	38	114
4	157	14	143